

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成30年1月～3月）

平成30年1月～3月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
1月19日	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件第1回審問期日	東 京
1月23日	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第1回審問期日	大 阪
2月14日	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件第1回審問期日	名古屋

平成29年度における現地期日の開催状況

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしていますが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、平成29年度は、必要性の認められた審問期日（2回）について、現地期日を次のとおり開催しました。

開催年月日	開催場所	事 件 名	備 考
平成30年 1月24日	大阪府 大阪市	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成30年 2月14日	愛知県 名古屋市	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	第1回審問期日

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成30年1月～3月）

受付事件の概要

福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

（平成30年（ゲ）第1号事件）平成30年2月22日受付

本件は、福岡地方裁判所から、同裁判所に係属している「福岡地方裁判所平成29年（ワ）第589号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

（平成30年（ゲ）第2号事件）平成30年3月1日受付

本件は、東京地方裁判所から、同裁判所に係属している「東京地方裁判所平成27年（ワ）第6485号・同第8458号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

（平成30年（セ）第1号事件）平成30年3月30日受付

本件は、申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第5号事件・平成29年（ゲ）第2号事件・平成30年（調）第1号事件）

1 事件の概要

平成28年12月16日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人1人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じためまい、動悸、不眠等の健康被害は、被申請人が経営する卓球場で卓球が行われる際に騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、平成29年2月8日、同申請人の配偶者から同隣人を相手方（被申請人）として、同内容の原因裁定を求める申請があり（公調委平成29年（ゲ）第2号事件）、同年7月28日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成30年1月19日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委平成30年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第5号・平成30年（調）第2号事件）

1 事件の概要

平成29年5月19日、東京都大田区の住民2人から、隣人2人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人らの入居以来約8年間にわたり、被申請人ら宅の家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)から発せられる騒音・低周波音や排水管の流水音、ゴミ捨て及び車掃除の際に発生する騒音により、睡眠妨害、血圧上昇、動悸、睡眠不足等の健康被害を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計360万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成30年2月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委平成30年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。3月15日、第1回調停期日において、調停委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成25年（セ）第8号事件）

1 事件の概要

平成25年4月11日、宮城県大崎市に居住していた住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難のために転居を

余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 8,828 万 5,561 円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、当該工場の排気と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人ら本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 30 年 3 月 27 日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。